被災者台帳の概要

被災者台帳とは

災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、**個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの（平成25年6月の災害対策基本法改正により新設（平成25年10月1日施行））。**

被災者台帳の記載・記録事項

（災害対策基本法第９０条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5）

市町村は、以下を記載した被災者台帳を作成することができる。

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
⑥ 援護の実施の状況
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧ 電話番号その他の連絡先
⑨ 世帯の構成
⑩ 罹災証明書の交付の状況
⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
⑫ ⑪に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑬ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑭ ①～⑬に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供

総合的かつ効果的な被災者への援護の実施

台帳情報の利用

（災害対策基本法第90条の４第１項第２号）

○市町村が被災者に対する支援の実施のため内部で利用。

台帳情報の提供

（災害対策基本法第90条の４第１項第１号、第３号、第４号）

○被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供も可能。

・他の地方公共団体：本人同意不要
・登録被災者援護協力団体：本人同意不要
※改正災対法で追加
・地方公共団体以外の者：原則本人同意必要

被災者台帳の作成例

No.	地区	基本情報																
		行政区			世帯番号	氏名		生年月日	世帯主	性別	住所（住基）※被災前住所	居所（住基と異なる場合）	居所区分			電話番号	世帯構成
		行政区C	行政区名	宛名番号		カナ氏名	氏名						ア	イ	他		
	丸森	1020	本町	1111	102110001	ﾏﾙﾓﾘ ﾀﾛｳ	丸森　太郎	S25.12.22	1	男	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1　金山	1			080-1111-1111	複数
	丸森	1020	本町	1112	102110001	ﾏﾙﾓﾘ ﾊﾅｺ	丸森　花子	S29.12.20		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1　金山	1			070-2222-2222	複数
	丸森	1020	本町	1155	102110001	ﾏﾙﾓﾘ ｼﾞﾛｳ	丸森　次郎	S56.7.30		男	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1　金山	1				複数
	丸森	1020	本町	111111	102110001	ﾏﾙﾓﾘ ﾄﾘｺ	丸森　鳥子	S56.6.18		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1　金山	1				複数
	丸森	1020	本町	111222	102110001	ﾏﾙﾓﾘ ｽｷﾞｺ	丸森　杉子	H21.12.1		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1　金山	1				複数
	丸森	1020	本町	111333	102110001	ﾏﾙﾓﾘ ﾕﾘｺ	丸森　百合子	H25.5.11		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1　金山	1				複数